**特殊肥料の生産を始める前に**

　肥料の生産を始めるにあたっては、特殊肥料生産業者の届出が必要ですが、生産を行う前提として施設用地や原材料の取り扱い、環境関係等に関する法令に基づく手続きが必要な場合があります。

　これらの関係法令に基づく手続きを行わないまま肥料生産を開始した場合、後々、操業に支障が生じたり、環境問題等がおきる原因となります。

　つきましては、主な関係法令について次の「関係法令チェック表」を作成したので参考にしていただき、手続き状況等の御確認をお願いします。

　なお、このチェック表につきましては、「特殊肥料生産業者届出書」と併せて御提出いただきますよう、御協力をお願いします。

**関 係 法 令 チ ェ ッ ク 表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分　　類 | 根 拠 法 | 主な規制内容 | 問合せ先 | 確　認　欄 |
| 農地に関する  こと | 農地法 | 特殊肥料生産施設の設置場所が農地の場合は、農業振興地域からの除外や農地転用等が必要です。 | 市町村農業委員会 | 確認した・していない |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 市町村農業振興担当課 | 確認した・していない |
| 土地開発に関すること | 岡山県県土保全条例 | １ha以上の開発行為には許可が必要な場合があります。  それ未満の開発行為でも各市町村の許可が必要な場合があります。 | 各県民局協働推進室 | 確認した・していない |
| 市町村開発条例 | 各市町村役場 | 確認した・していない |
| 森林に関すること | 森林法 | 施設が林地に立地する場合、立木の伐採や地形の変更等を行う場合はあらかじめ許可等が必要な場合があります。 | 各県民局森林企画課・  地域森林課 | 確認した・していない |
| 自然保護に関すること | 自然公園法 | 自然保護地域等が指定されているところでは改変行為等が規制され、許可または届出が必要です。 | 各県民局森林企画課・  地域森林課 | 確認した・していない |
| 岡山県立自然公園条例 | 確認した・していない |
| 岡山県自然保護条例 | 確認した・していない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分　　類 | 根 拠 法 | 主な規制内容 | 問合せ先 | 確　認　欄 |
| 都市計画及び建築に関すること | 都市計画法 | 建築物を建てるための敷地については、土地利用の規制が定められており、たい肥舎等の建築ができない場合や許可が必要な場合があります。  　なお、市街化調整区域においては、立地要件に適合しないと許可にならない場合があります。 | 市町村建設担当課  土木部都市局  建築指導課開発指導班  岡山市開発指導課  倉敷市開発指導課  各県民局管理課  　　　建築指導班  岡山市建築指導課  倉敷市建築指導課  津山市都市計画課  玉野市都市計画課  笠岡市都市計画課  総社市建築住宅課  新見市都市整備課 | 確認した・していない |
| 建築基準法 | 確認した・していない |
| 環境に関すること | 水質汚濁防止法 | 排水をともなう事業場では届出が必要な場合があります。 | 各県民局環境課 | 確認した・していない |
| 大気汚染防止法 | ばい煙などを排出する事業者は届出が必要な場合があります。 | 各県民局環境課 | 確認した・していない |
| 廃棄物に関すること | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 産業廃棄物の収集、運搬、処分を業として行おうとする者は、許可を受けなければなりません。 | 各県民局環境課 | 確認した・していない |

・規制内容や法令に該当するか否かについて不明の場合は、上記表の問合せ　　先へ御照会ください。

・上記以外に市町村等で設置している条例等に基づく手続き等が必要な場合　　がありますので、関係市町村役場等へお問い合わせください。